

法エール

Vol.24

H22.12.20



ご挨拶

司法書士は、「身近な法律専門家である。」といわれます。すなわち、「生活の中の法的な困りごと」について、「気軽に相談できる法律の専門家」が司法書士だということです。

そして、ここで身近というのは、場所的敷居、心理的敷居、経済的敷居の高さを感じない環境を提供することにあります。

当法人でも「法を活かし、人を活かす」という経営理念のもと、「いつでも、どこでも気軽に相談できる法律の専門家」を目指し、この一年間取り組んできました。しかし、まだまだ不十分な点もあります。来年は、熊本市内にもう1箇所事務所（従たる事務所）を開設する予定ですが、いくつかの課題を克服し、改善をしていきながら、より身近な法律の専門家としての役割を果たしていくため、日々研鑽をしていく所存です。今後とも司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センターを宜しくお願いします。

そして、最後になりましたが、皆様方が来年も素晴らしい一年でありますことを祈念し、年末のご挨拶とさせていただきます。

それでは、今月号も宜しくお願いします。

（代表社員 大島 隆広）

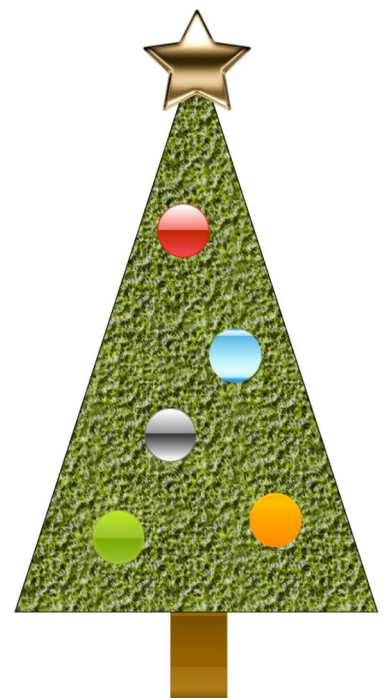
相続イロハ

さて、今回は事例を用いて相続分について検討しました。
今回も簡単な事例を用いて、相続分について検討していくことにします。

【事例1】

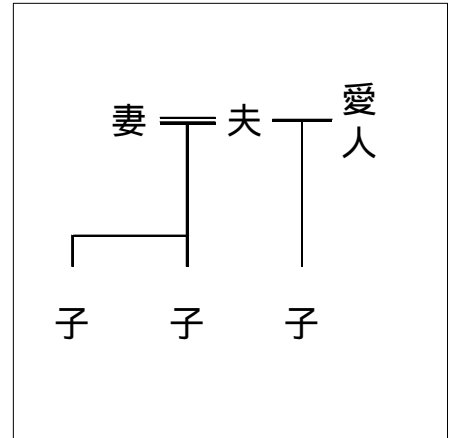
私の夫は1ヶ月前に交通事故で亡くなりました。私には、夫との間に15歳、11歳の子どもがいます。夫とは10年ほど前から別居しており、夫には愛人がいて、その愛人の間にも6歳の子どもがいます。

先日、戸籍謄本を見たところ、その子は認知されていました。私たち家族の相続分はどうなるのでしょうか？



法律上、婚姻関係にある夫婦の間に生まれた子どもを嫡出子、婚姻関係にない男女の間に生まれた子どもを非嫡出子と
いいます。非嫡出子は父親から認知されていれば、相続権が
あります。しかし、その相続分は嫡出子の2分の1となりま
す。

この事例を図にしてみましよう。今回、夫が亡くなったの
で、相続人は誰になるのかというと、妻、子ども2人、愛人
との子どもの4人です。（愛人は内縁関係にあります、相
続人にはなりません。）

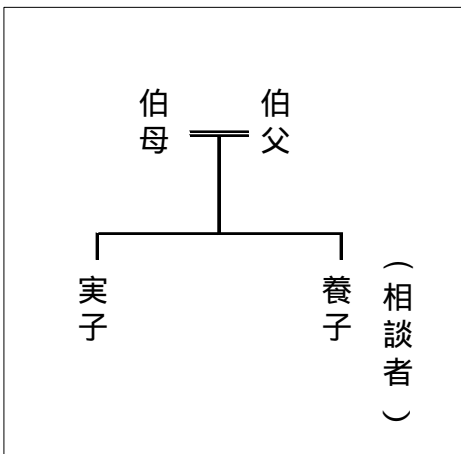


では、相続分はどうなるのでしょうか？まず妻が2分の1、
そして愛人の子どもを含め子ども全員が2分の1になります。
法律上、非嫡出子は嫡出子の2分の1になりますので（民法
第900条4号）、長男、長女は10分の2、愛人の子ども
は10分の1になります。



【事例2】

私は小さい時に、伯父夫婦の養子になりました。しかし、その後伯父夫婦に子ども1人
が生まれました。私の相続分はどうなるのでしょうか？



養子縁組は、血の繋がっていない親子であっても、
血のつながった親子と法律上同じ扱いになります。
養子縁組による親族関係を「法定血族」といいます。

養子は血のつながった親子と同様に扱われますの
で、養子だからといって相続分が変わるものではあ
りません。したがって、もし養父（伯父）が亡くなっ
た時は、養母（伯母）が2分の1、養子（相談者）
が4分の1、実子が4分の1になります。

以上、今回は2つのケースをご紹介しました。相
続はさまざまな事情により結論が異なることもあり
ます。どうぞ、お気軽に近くの事務所にお尋ねくだ
さい。



判例紹介



生命保険契約における無催告解除条項の有効性 平成21年9月30日東京高裁判決

(事件の概要)

医療保険契約及び生命保険契約(以下「本件各保険契約」という。)の各保険契約者兼被保険者である一般消費者Xが、「保険料が一定期間未払のときは**無催告**で各保険契約が失効する」旨の保険約款の定めは消費者契約法10条に違反し、又は公序良俗若しくは信義則に反して無効である等と主張して、保険会社Yに対し、Yが失効扱いにした本件各保険契約が存続していることの確認を求めた事件です。

(判決の内容)

本判決は、本件各保険契約の約款中の無催告失効条項は消費者契約法10条に違反して無効であるとしました。

理由としては以下のとおりです。

民法は、支払が遅れた場合、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その相当期間内に履行がないときに保険契約者に対して解除できると規定していますが、本件各保険契約の約款中の無催告失効条項は、保険契約者とその保険料支払をしない場合に、保険者がその履行の催告を要しないとしている点及び保険者が保険契約者に対して契約解除の意思表示をすることを要しないとしている点において、民法の規定に比べて、消費者である保険契約者の権利を制限している。

医療保険や生命保険は、消費者である保険契約者側にとって、それが意に反して終了することになった場合の不利益の度合いは、極めて大きい。

保険料の支払方法が口座振替になっているときは、諸々の状況から、定められた日に保険料の振替えができないことが起こり得るが、このような場合に保険契約が当然に失効してしまうと、酷な事態が発生する可能性がある。

催告等の方法をYがコストのかからない方法で行うことは可能である。

(解説)

本件は、生命保険契約の無催告解除の条項が、消費者契約法に反して無効であると判断しました。最近では、賃貸借契約における更新料等でも、同様の趣旨の判決が出ています。事業者と消費者との間の契約においては、消費者にあまり不利にならない条項にする必要がありますので、十分にご注意ください。

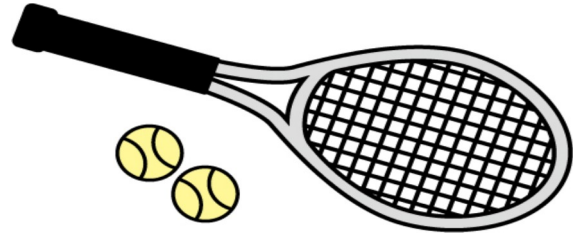
消費者契約法

第10条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しな規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。



コラム



私は、平日の夜にテニスのレッスンに通っています。レッスンは、毎週定期的に行われていますが、私の場合、月に一、二度行けるかどうかです。そこで、先日、久々に受けたレッスンで、Yコーチに言われました「たまにしか来ないで他の人と同じ月謝だから上得意様ですね。(笑)」と。確かにそう考えるともったいないと思った私は、その日の受講生が、たまたま私一人だったこともあり「とにかく、びんびん打ちますから、どんどん球を出してください。」とコーチにお願いしました。ほんとにびんびん打ったので、普段よりかなり息は切れるし、多めの汗をかきました。ただ頑張りましたので、終わった後はいつもより気分がよかったです。

ですが・・・やはり、ちょっと無理がたたリ、次の日は、相当な筋肉痛でした。普段はならないのですが・・・もうそろそろ、年相応の運動量にしないといけないと反省したのです。

(清水事務所 伊藤 峰治)

司法書士日記

～当法人の司法書士が、趣味の話や最近の出来事など、ざっくばらんに書いていきます～

12月に入り、寒くなってきましたが、寒くなるにつれ、どんどん食欲が増してきているような気がします。お昼御飯を食べても、数時間後には小腹がすきますし、晩御飯もお腹が苦しくなるまで食べてしまいます。半年ほど前に、健軍事務所のH氏に「あれ!? 太りましたあ～? アンパンマンみたいな顔になってますよ～あはは～!!」と言われた思い出がありますので、あの悲しみ(?)を繰り返さないように、腹八分を心がけたい今日この頃です。

(健軍事務所 司法書士 佐藤 芽久美)

お知らせ

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、顧問契約の締結も行っています。

会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

清水事務所

〒861-8066 熊本市清水亀井町16番11号

TEL 096-346-3927 FAX 096-346-4044

薄場事務所

〒861-4131 熊本市薄場町46番地 薄場合同ビル内

TEL 096-320-5132 FAX 096-357-5710

健軍事務所

〒861-2106 熊本市東野1丁目1番12号

TEL 096-360-3366 FAX 096-360-3355

ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>